

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 548

平成22年 1月12日(火曜日)

## 社 外 重 役

Selected Clients &amp; Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド  
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F  
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439  
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F  
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

## 人 事

登録型、製造業派遣を原則禁止  
請負などへの雇用対策の転換必至

登録型派遣を原則禁止、製造業も長期の常用型を除き禁止など、09年12月に労働者派遣法改正案の報告書が労働政策審議会から答申され、通常国会に提出される。製造業の登録型派遣禁止については3年以内(一般事務はさらに2年暫定措置)と異例の猶予を置く。現在派遣社員の人や、派遣社員に依存する企業への影響に配慮した形である。経過期間が最大5年とはいえ、今後雇用対策の転換が必至の情勢となった。

改正案の要旨は、①専門性の高い通訳など26職種を除き、登録型派遣を禁止する。②製造業派遣は、雇用契約の期間が長い常用型に限定する。③偽装請負などの場合は、派遣先が直接雇用を申し込んだと見なす規定を創設。④製造業、登録型派遣禁止は3年以内(一般事務5年以内)に施行。その他は6ヵ月以内。

これまで使用者側は「採用や契約の自由が損なわれる」と反発し、労働者側は「派遣社員は無力すぎる」と反論してきた。最終的には政府の「労働者保護の強化、雇用安定」の方針に沿った形となった。

法改正されると、製造現場の派遣の約4割が就労できないこと、一般事務なども例外措置がないと約6割が禁止対象となる。違反すれば「直接雇用みなし制度」が適用され、使用者側の責務は重い。派遣社員の仕事選びの選択肢も狭まる。ただし、不況と法改正の足かせで、多様な働き方が閉ざされることは避けたいものだ。

## 税務会計

10年度の税制改正大綱を閣議決定  
「一人オーナー会社課税」は廃止

政府は12月22日、新政権が初めて手がける2010年度税制改正大綱を閣議決定した。今回の改正は、民主党がマニフェストに掲げたガソリン等の暫定税率の廃止や租税特別措置の抜本的見直し、中小企業の軽減税率引下げ等公約実現に注目が集まっていたが、子ども手当を始めとする財源確保の必要性から、所得控除の廃止・縮減等国税と地方税合わせて差し引き約1兆円の増税となり、4年ぶりの増税路線となった。

中小企業向け法人税率の引下げ(現行18%から11%へ)は財源不足を理由に見送られたが、マニフェスト項目だったいわゆる一人オーナー会社(特殊支配同族会社)の役員給与に対する損金不算入措置は、2010年4月1日以後に終了する事業年度から廃止することが明記された。

また、租税特別措置の抜本的見直しについては、景気低迷にあえぐ日本経済に配慮して大半の特別措置を継続し、中小企業関連では、情報基盤強化税制は廃止となったものの、中小企業投資促進税制や研究開発促進税制、少額減価償却資産の損金算入特例、交際費の損金算入特例など多くの特別措置が2年間延長された。

焦点となったガソリン税等の暫定税率は、来年3月末で一応「廃止」とするものの、現行の暫定税率と同水準の新たな租税特別措置を講じることで、当分の間、税率水準を維持する。ただし、自動車重量税については、当分の間環境負荷に応じて税率を設定し、暫定上乗せ分の国の半分程度相当規模の税負担を軽減する。

## 今週のキーワード

直接雇用  
みなし制度

派遣労働者の待遇改善策の目玉として明記した制度。民主党は衆院選マニフェストに制度創設を明記していた。これは、派遣先企業に対象業務以外の仕事をさせる等の違法派遣行為があった場合、派遣先企業と派遣社員との間に直接雇用契約が結ばれているとみなす制度である。派遣社員が希望すれば派遣先は自社の社員として雇う義務が生じる。ドイツやフランスですでに同様の制度を導入済み。各国並に派遣を「一時的雇用」と位置づけ、派遣先の雇用責任を明確にする。